

千代田町財政危機突破計画

平成 17 年2月 千代田町

1. 今までの経過と基本方針

少子高齢化時代を迎え、各自治体は地方分権という大きな動きの中で、財源の確保が非常に困難な行政運営を強いられています。これを改善するため、国では、平成の大合併という「自治体の集約による効率化」を唯一の方法として、その成果を見出そうとしています。

本町においては、平成14年5月の太田市・尾島町・新田町・藪塚本町・千代田町・大泉町による1市5町任意合併協議会設立に参加。その後、紆余曲折の経過を辿り、平成15年3月に千代田町・大泉町・邑楽町で「西邑楽三町任意合併協議会」を設置しました。そして、平成16年7月には、三町それぞれの問題や考えを抱えながらも、「法定合併協議会」を設置し、三町合併の「道」を精一杯模索しました。

しかしながら、三町それぞれの合併に対する「ズレ」を埋めることはできず、結果として合併特例法期限内の「西邑楽三町合併」は“夢”と消えてしまいました。

よって、当面の間、町は単独による「自主自立路線」を歩むことを余儀なくされたわけですが、国は国家財政の建て直しのために「三位一体の改革」を進めています。しかし、地方交付税や補助金を削減し、新たに財源移譲をはかるというこの改革も、都道府県や市町村存続のために、どこまで効果的であるのかは大きな疑問であります。財源を国や県に依存してきた「市町村」にとっては、生き残っていくためには、依存している財源を自分の力で生み出す（高負担）か、徹底した支出の削減（低サービス）のどちらか、あるいは両方を併用させていくしか方法がないと言える状況まで来ています。

そこで、町では、今までのような「ハード事業」優先による町づくりを見直し、子供やお年寄りが心豊かに生活できる「ソフト事業」優先の町づくりへと、大きく方向転換していかなければなりません。

今後、新たな合併推進のチャンスが出てくることも予想されますが、当面の間は、「町単独による財政危機突破計画」を基に、出来る限りの住民サービスを行うことであり、これが現時点での最大の責務であると考えます。

以下、町では、「財政危機突破計画」の対応策について具体的に定め、千代田町の行財政の健全化維持と、住民サービスの確保をはかるものとします。

2. 収入面での改革

本町の過去10年間における財政状況は、次のとおりです。（詳細については、別紙の資料をご覧ください。）特に、町税並びに地方交付税が大きく減少していることが分かります。この不足分を補っているのが、財政調整基金（貯金）です。しかし、この基金も緊急時のためにある程度は必要であり、使いきってしまうと赤字になってしまいます。

《町税等の推移》

(単位:千円)

年度	町税	地方交付税	財政調整基金
平成6年度	2,012,852	789,805	990,586
平成7年度	2,056,205	1,008,733	1,009,555
平成8年度	2,007,564	1,037,005	1,014,315
平成9年度	2,019,157	1,095,125	877,478
平成10年度	1,979,079	1,200,372	1,061,220
平成11年度	2,064,464	1,228,674	1,134,401
平成12年度	2,116,408	1,237,574	1,186,446
平成13年度	2,045,932	979,437	1,216,478
平成14年度	1,976,370	845,864	1,487,779
平成15年度	1,868,038	687,475	1,338,677
平成16年度	1,710,000	503,005	899,721

※平成16年度は見込み額

健全財政の基本は、自主財源の確保です。さらに、事務事業の合理化・効率化をはかり、少しでも住民サービスの充実がはかられなくてはなりません。

しかしながら、国主導による三位一体の改革や全国的な大合併の渦の中で、国・県補助金の削減と合併しない自治体への地方交付税の削減は、今後、さらに厳しくなると予想されます。よって、特定目的事業(国民健康保険事業、水道事業等)に対する一般会計からの繰出しは極力削減するものとし、各事業会計ごとの自立した事業運営が行われなければなりません。また、減少している収入財源を補うため、収入未済額の徴収強化や新たな自主財源の確保も目指さなければなりません。

(具体的対応策)

- (1)都市計画税の導入(平成17年度準備、平成18年度導入)
- (2)国民健康保険税の改定(平成17年度)
- (3)水道料金の改定(平成17年7月検針時から)
- (4)町税等の滞納金の徴収強化
- (5)保育園負担金及び幼稚園使用料等の見直し(検討中)
- (6)公共施設使用料・減免措置等の見直し(検討中)
- (7)介護保険料の改定(平成17年度見直し、平成18年度導入)
- (8)遊休財産の貸付及び売却(検討)

3. 支出面での改革

健全財政維持のためには、経費節減に努めるとともに効率化を目指すことが第一です。それは、住民だけの痛みではなく行政・議員・特別職・職員全てが、共に痛みを共有しながら町行政の運営を進めて行くことであります。

つまり、基本的には、ハード事業（建築・土木工事等）を極力削減し、住民サービスを基本とするソフト事業（人的な対応による各種事業等）への転換を意味するものであります。ただし、最低限の施設及び町道の補修等、必要に迫られた改修・補修工事は、今後も計画的に行っていかなければなりません。

また、他市町村と比べて優遇している事業（補助金等）は、他市町村並みにレベルを下げることも必要であり、「ばら撒きの補助」は厳に慎まなければなりません。

（具体的対応策）

- (1)非常勤特別職（役職員）報酬の削減
- (2)正職員削減計画、及び臨時職員・パート職員の定員適正化計画の策定
（正職員については5年間で10人以上の削減を計画）
- (3)6級以上の職員給料の見直しと55歳昇給停止の早期実施
- (4)職員手当の見直し（管理職手当等の削減）
- (5)勸奨退職制度の見直し
- (6)物件費の削減（追録図書全廃、記念品の廃止、消耗品・光熱水費・電話料・委託料の大幅削減等）
- (7)町有バスの廃止（平成18年3月で廃止）
- (8)町長・議長用黒塗り公用車の廃止、その他公用車の小型化・保有台数の2割以上をカット（順次対応）
- (9)補助金及び補助事業の見直し（町単独は基本的に2割以上カット。不要な事業は廃止。補助上限額の設定等）
- (10)ハード事業（土木工事等）の大幅削減及び特別会計への出資・繰出しの縮小
- (11)役場組織機構の見直し（課局・係の削減等）
- (12)第3子以降の子の出生祝金制度（エンゼル賞10万円）の廃止
- (13)出生祝い記念品（アルバム）の廃止
- (14)保育園・幼稚園の将来の民営化にむけた検討
- (15)敬老祝金の見直し
（旧）75～89歳 5,000円、90～99歳 1万円、100歳 10万円
（新）77歳（喜寿）2万円、88歳（米寿）3万円、100歳 10万円
- (16)その他、経費節減をはかるための各種検討作業

4. 第四次総合計画の後期5年の抜本的な見直し

第四次総合計画の前期5年が平成17年度に終了します。平成18年度から平成22年度までの後期5年間については、昨今の社会情勢や国の施策から、今までの概念とは違った「大転換」を行う必要性に迫られています。

よって、平成 17 年度は行政内部はもとより、住民（区長）や議会等のご意見も拝聴しながら、後期5年の「自立改善策」を策定する必要があります。

5. ふれあいタウン及び区画整理保留地の分譲促進計画

ふれあいタウンの分譲については、西邑楽土地開発公社千代田事業所が県企業局と協力しながら販売促進を行っています。西邑楽三町合併協議の中で、邑楽町が「千代田は大きな借金を抱えている。」と指摘していましたが、しかしながら、大きな財産（市街化区域内の宅地）を持っていることも事実であります。

よって、住民の皆様の不安を払拭するためにも、今年度は、今まで以上の「積極的な販売運動」を展開していきたいと思えます。

また、組合施行で行っている舞木土地区画整理地内の保留地分譲についても、協力体制をとっていきます。

6. 既存概念を転換する職員の意識改革

自主・自立による町づくりには、財政面での大きな転換はもとより、職員の意識改革が大きな要素となります。

公務員のイメージとしては、昔から「休まず・遅れず・働かず」と揶揄されてきた部分もあります。また、最近では、国や地方公共団体において、一部の職員ではあるものの“公務員としての本質を疑わせる”ような行動や事件が多く発生しています。

そこで、市民の信頼をより確実なものとするため、「職員意識の改革」を推進していかなければなりません。基本となるのは、事務事業を進めるうえでの「民間企業と同レベルの意識」を持つことです。いかに「ムダ」をなくし、効率的かつ親切な住民サービスが提供できるかを最優先課題として取り組みます。

（具体的対応策）

(1)管理職から始める意識改革（研修による職員資質の向上、課題別討論形式による改善案の提出）

(2)行政内部の評価制度の導入

・毎年度、各課局ごとに行政事務及び事業の目標を立て、年度終了時にその自己評価を行い、総合的な評価を審査会で行う方法について検討し、実施に向けた取組を行う。

・毎年度、職員の人事評価を行い、その結果に対応した給与是正措置実施に向けた取組を行う。

7. 住民への行政の説明責任

地方分権・情報公開の時代に必要なことは、行政から住民への説明責任であります。このため、行政としてはあらゆる機会を利用し、住民の意見・要望の把握に努めるとともに行政内容の周知を行い、住民とともに「新しい町づくり」を考えなければなりません。

(具体的対応策)

- (1) 広報・広聴事業の充実(HPのリニューアル、広報紙の充実と経費の節減化)
- (2) 主要施策説明会を廃止し、「町づくりを考える町民集会」(仮称)を実施したいと考えています。

8. 議会並びに農業委員会への改善案の要請

町の財政危機突破を考える上で、行政とともに議会並びに農業委員会の果たす役割も当然大きくなっております。そこで、町としては議会並びに農業委員会に対し、行財政改革を推進する上での自らの改善策を提出していただくよう求めるものであります。

(具体的対応策)

- (1) 議員並びに農業委員の定数及び報酬についての改善策
- (2) 各種研修視察等についての改善策